

令和6年5月1日
農林水産部食品・流通課

南魚沼市産こしあぶらの放射性物質の検査結果について

(5月1日検査分)

南魚沼市で採取されたこしあぶらについて検査したところ、食品衛生法の規格基準値を超える放射性セシウムが検出されました。

南魚沼市産こしあぶらについては、現在、国の指示により出荷が制限されており、販売・流通しておりません。

県は、市町村、JA等の関係機関に対し、改めて、南魚沼市産こしあぶらの出荷及び食用の自粛を要請しました。

なお、これまで、南魚沼市産の他の山菜からは、基準値を超える放射性物質は検出されていません。

県では、県内全域の山菜について、引き続き検査を実施し、その結果を公表してまいります。

【調査概要】

南魚沼市の3地区（仙石、舞子、後山）を検査

(検査機関：(一社) 県央研究所)

(単位：ベクレル/kg)

	品目	産地	放射性セシウム			放射性ヨウ素
			セシウム134	セシウム137	計	ヨウ素131
1	こしあぶら	南魚沼市 仙石	検出されず (2.9未満)	87.1	87	検出されず (2.9未満)
2	こしあぶら	南魚沼市 舞子	検出されず (2.7未満)	56.3	56	検出されず (2.3未満)
3	こしあぶら	南魚沼市 後山	検出されず (4.2未満)	194	190	検出されず (4.1未満)
食品衛生法の規格基準（一般食品）					100	基準なし

注 カッコ内の数値（「〇未満」の〇）は、検出限界値※です。

表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が〇ベクレル/kgの測定で、放射性物質が検出されなかったことを意味します。

セシウム134とセシウム137の合計は、3桁目を四捨五入し、有効数字2桁で記載しています。

※ 検出限界値とは…測定において検出できる最小値であり、放射性物質の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

<山菜の生態等に関する問い合わせ先>
農林水産部林政課
電話 025-280-5326(内線3028)

<この記載事項に関する問い合わせ先>
農林水産部食品・流通課
電話 025-280-5303(内線2940)